

五、陸軍の臨時雇傭反對（東京官業提出）

可決

陸軍の臨時工制度は、大正八年陸軍職工規則制定と共に消滅したるも、大正十二年の軍縮以後各作業廠は臨時工の名義にて半永久的の職工を雇傭し一度改善せられたる惡制度を事實上復活し現に臨時工は造兵廠、兵器廠、衛生材料廠、千住製紙所、技術本部等を通じて約二千名を越ゆる状態にあるより全部普通職工とする様当局に要求すること。

時既に午後六時。議事を打切り議案(一)(五)の委員、彼負詮衡委員を任命して散會。

第 二 日

午前九時開會

議 事

六、失業、災害、疾病、養老保険制定の件（同志會提出）可決

七、事務員、工務員、筆生、園生を傭人とする事（革正會提出）可決

八、無産階級運動壓迫諸法令撤廢の件（大阪煙草）可決

九、普通職工三年以上勤続者を定期職工に採用の件（向上會提出）可決

普通職工三年以上勤続者は法規の命ずる如くより定期職工たる資格を有するに拘けらば、数年間當局は採用を中止した。現在は普通職工にして勤続十年以上者多数を占め、而も定期職工を伎倆其他の点に於て何等遜色なき故、當局が法規の精神に則り三年以上の勤続者は定期職工として採用されたい。実行方法は中央委員會一位

一、最低賃金増額の件（同志會提出）可決

官営工場に於ける最低賃金は少額——製鉄所採用賃金（四十三文）